

春季火災予防運動

新潟県では、四月一日より四月七日までの一週間、春の火災予防運動が実施されます。この運動は火災が発生しやすい気候となる春季にあたり、火災予防思想

の一層の普及を図って、火災の発生を防止し、悲惨な焼死事故や、貴重な財産の損失を防ぐために実施されるものです。近年の火災概要をみますと全国的には件数、死者ともに減少の傾向をみせていますが

県内では件数、死者ともに増加しており、特に死亡者のうち、老人が半数を占めています。このような状況から今年度の火災予防運動は、身体不自由者を中心とした老人や幼児を含む焼死防止対策の徹底、防火管理体制の確立、ガス漏れ火災発生防止対策、異常乾燥時及び強風時の火災発生防止対策を重点目標として運動を展開していくことになっていきます。これからは、日一日と暖か

あなたです！火事を
出すのも防ぐのも

第2期 水田利用再編対策 基本方針きまる

昭和五十六年度第二期水田利用再編対策による転作目標面積一八・二ha(約五〇%増)が昨年の暮、県から割当されました。これをふまえ、村では水田利用再編対策協議会や幹事会で対応策について検討を行い去る二月二十日、農家組合長会議でその基本的な方針を提示しました。



これからは、日一日と暖かくなり空気が乾燥し、火災の起きやすい季節となります。特に子供の火遊び、暖房器具の消し忘れ、たばこの火の不始末などに気をつけたいものです。横越村でも昨年の春先に火災が発生し、貴重な財産だけでなく尊い生命も奪われています。村民一人一人が火災予防に對し細心の注意を払い、火災のない明るい村にいたしましょう。

目標達成にご協力を

- ① 集団転作推進補助金
② 農家組合転作推進活動費の増額
③ 目標達成農家組合推進費補助

これに對して、農家組合長から「転作奨励金減額による差額について村助成を」など意見が出されましたが、村財政の実情から困難であるとのことになり、基本方針について不満ではあるが、やむを得ないとして了承され、各農家へ仮配分が行われました。

54年決算

農業共済会計

総括一、五三二万円繰越

農業共済事業会計は、農作物、家畜、果樹業務の四部門に分れており、それぞれ独立性をもった経理がなされています。昭和五十四年度の主な被害は、九月の長雨による水稲減収千三百七十六キログラム。家畜においては、事故(死産・病傷)五八五頭。果樹においては、春先の低温による授粉障害、及び黒斑病等で減収三十三万七千六百九十五キログラムとなりました。

Table with 2 columns: 果樹共済勘定 (Fruit Tree Mutual Aid Accounting) and 農作物共済勘定 (Agricultural Mutual Aid Accounting). It lists various items like '掛金' (premiums) and '繰入金' (contributions) with their respective amounts.

Table with 2 columns: 果樹共済勘定 (Fruit Tree Mutual Aid Accounting) and 農作物共済勘定 (Agricultural Mutual Aid Accounting). It lists various items like '掛金' (premiums) and '繰入金' (contributions) with their respective amounts.

Table with 2 columns: 業務勘定 (Business Accounting) and 家畜共済勘定 (Livestock Mutual Aid Accounting). It lists various items like '課税' (taxes) and '支出' (expenses) with their respective amounts.

Table with 2 columns: 業務勘定 (Business Accounting) and 家畜共済勘定 (Livestock Mutual Aid Accounting). It lists various items like '課税' (taxes) and '支出' (expenses) with their respective amounts.

役場位置、農協裏に選定

買収一・五ヘクタール予定



新しい役場の位置に選定された 横越農協裏手

かねて、役場建設審議会(会長神田正平)から三侯補地(農協裏、浄水場前、旧横小跡地)の答申をうけて検討を進めてきましたが、道路、下水、他の公共施設、将来性等から見て、新しい役場の位置

は、農協裏に選定いたしました。選定地は、農協の裏手、県道横越新潟線の左側で、役場を含む公共用地の確保を図るため、買収面積は、約一・五ヘクタールを予定していま

二月臨時議会

職員定数条例 (改正)を可決

さる十二月定例会議会で継続審議となった、村職員の定数条例の一部改正については、二月十三日臨時議会が招集され、総務文教常任委員長の審議結果報告があつて、原案どおり全会一致で可決されました。

本件は保育園の拡充に伴うもののほか、心身発達遅延体児療育事業の新施設があつたため、これらについて十分な調査審議が必要とされてきたものです。

四月から

国民年金保険料納付が 六期に変更されます

国民年金法の一部改正に伴い国民年金保険料が現行一月三月七十七円が、昭和五十六年四月分より、一月四月四五百円に引き上げられます。これに伴ない村では、納入者の負担を軽減するため、納付期数を現行の四期から六期

増やし、納付しやすくしました。納期限についてはは次の通りです。 ※なお、附加保険料加入者は一月四月四五百円加算されます。

Table showing the schedule for National Pension Premium Payment (国民年金保険料納付) from April onwards. It lists the period (納付額), the month (内訳), and the deadline (昭和56年度納期限).

※ この表の納付額は定期の場合です。

定例議会 3月10日招集

56年度予算案審議

昭和五十六年度予算案を審議する三月定例議会が、三月十日招集されることになりました。

この定例議会には、昭和五十六年度一般会計予算、二十八件の議案が提出される予定であり、議案の件数や内容及び一般質問等が予定されるため会期は例年どおり三月下旬まで続くものと思われまます。提出する議案のうち、主なものの内容をお知らせいたします。 条例改正が十一件あつて、そのうち議員、村長等三役、教育長、その他特別職等の報酬改定関係七件。その他四件となつております。 人事案件については、監査員及び固定資産評価審査委員の任命に関するもの二件。 昭和五十六年度当初予算は一般会計、国保会計、農業共済会計、上水道事業会計、下水道事業会計の計五件。 会期は十七日間 3月26日まで ◎本会議開催日 三月十日 施政方針説明、議案審議 三月十一日 56年度予算審議 三月二十三日 一般質問 三月二十六日 56年度予算審議を採決